

**1. 基本情報**

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：スリランカ国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 計画の要約：スリランカの若手行政官等を対象とする留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。

**2. 計画の背景と必要性**

- (1) 本計画を実施する外交的意義

スリランカは伝統的な親日国であり、1952年の国交樹立以来、我が国はスリランカと国際場裡での協力などを通じて友好関係を維持している。また、同国は、海上輸送路を確保し、我が国にとって南アジアはもとより中東・アフリカ諸国との経済関係を発展させる上でも、地政学的な重要性を有する。2015年10月の日・スリランカ首脳会談の成果として発表した「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」では、「安倍総理は、良い統治及び法の支配の分野での能力向上及び行政組織の強化の重要性を確認し、日本はそのために必要な協力を継続的に実施していく旨表明した。」としており、本事業の実施は、首脳間合意のフォローアップを通じた二国間関係強化に貢献することから、外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における中核人材育成セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員能力や組織・制度・財政等が、取り組むべき課題に比して総じて不十分である。いずれの開発課題分野においても、行政能力の向上と制度構築が大きな課題となっており、そのための行政官等の育成が期待されている。

対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力量針（2018年1月）では、「質の高い成長の促進」、「包摂性に配慮した開発支援」、「脆弱性の軽減」を重点分野として設定し、これらの分野における人材育成を含む基盤整備等を支援することとしており、本計画は本方針に合致する。また、本計画は優先開発課題分野で行政官等を育成することから、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」における基本原則の普及・定着、経済的繁栄の追求、平和と安定の確保に資するものである。

**3. 計画概要**

\* 協力準備調査の結果変更されることがあります。

- (1) 計画概要

- ① 計画内容

- ア) 実施内容：1期当たり最大17名（修士課程15名、博士課程2名）、計4期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では4期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。
- イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：
  - ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法：協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本計画の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

② 期待される開発効果

若手行政官等による本邦大学院における学位（修士 60 名・博士 8 名）取得を支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって二国間関係の強化に寄与することが期待される。

③ 計画実施機関／実施体制：財務・経済・政策策定省対外援助局（Department of External Resources, Ministry of Finance, Economic Affairs and Policy Development）

④ 他機関との連携・役割分担：特になし

⑤ 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

運営委員会の構成：財務・経済・政策策定省対外援助局、行政・内務・州議会、地方政府省、高等教育・技術革新省、外務省及び人事委員会、在スリランカ日本国大使館、JICA スリランカ事務所

(2) その他特記事項

- ・ 環境社会配慮カテゴリ分類：C
- ・ ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
- ・ スリランカの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。2015 年 10 月の日・スリランカ首脳会談の成果として発表した「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」において、「安倍総理は、良い統治及び法の支配の分野での能力向上及び行政組織の強化の重要性を確認し、日本はそのために必要な協力を継続的に実施していく旨表明した。」としており、本事業の実施は、首脳間合意のフォローアップを通じた二国間関係強化に貢献するものである（「外交的観点」）。また、「国家安全保障戦略」においては、「開発途上国から将来指導者となることが期待される優秀な学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、その経験や知見を学ぶとともに、我が国との相互理解を促進し、出身国の持続的な経済・社会発展に役立てるための人材育成を一層促進する。」とされており、本計画は当該重要政策に沿った施策である（「重要政策との関係」）。本計画は、これらの観点から、無償資金協力の供与が適当と判断できる。
- ・ スリランカの行政官を対象とした類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、韓国、タイ、中国等が挙げられ、主に修士課程履修のための奨学金事業を実施している。

#### 4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

過去の人材育成奨学計画では、基本的に年度ごとに受入分野や受入大学等に関する計画策定を行ってきたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難であった。この教訓を踏まえ、2008 年度以降は、協力準備調査を実施して優先開発課題を特定するとともに、4 期にわたる受入計画を事前に策定し、優先開発課題ごとに同一大学においてより戦略的・効果的な受け入れを実施している。また、スリラ

ンカにおいては、All Island Service と呼ばれる中央政府の幹部候補を対象とするとともに、運営委員会の構成に人事委員会を追加し、留学生帰国後の効果的な人事配置や行政官育成を慫慂している。

以 上